

## 全国・全道大会等出場者に対する町費助成要項

平成13年3月27日改正
平成13年4月1日適用
平成15年2月19日改正
平成15年4月1日適用
平成17年3月25日改正
平成17年4月1日適用
平成18年3月24日改正
平成18年4月1日適用
平成20年3月17日改正
平成20年3月21日適用
平成24年7月23日改正
平成24年7月26日適用
平成26年2月18日改正
平成26年4月1日適用

### 1 目的

この助成要項は、スポーツ部門並びに文化部門において優秀な成績を収め各種全国・全道大会に参加、出場する者で、申請のあった者に対してその経費を助成し町民の自主的な諸活動を奨励・助長しようとするものである。

### 2 助成対象者

- (1) 本町在住者及び別に定める町外在住者とする。
- (2) 十勝地区の大会等において、個人または団体で上位入賞し、もって全国・全道大会へ出場権を獲得した者であること。ただし、全道・十勝大会がない場合であっても、これに類する大会の出場記録、上位団体から出場推薦のあった者を含む。
- (3) 団体として参加する場合は、出場登録人員とする。
- (4) 小・中学生が参加する場合の引率者または外部指導者については、学校教育分野の場合は原則として学校ごと1名、社会教育分野の場合は1名とする。ただし、教育長が特に認めた場合はこの限りではない。

### 3 助成対象となる範囲

#### ◎学校教育分野

次のいずれかに該当し、別表(1)に定める種目であること。

- (1) 国、都道府県（教育委員会を含む）中体連・中文連が主催するもの。
- (2) 全日本・北海道段階の各種協会及び連盟などのうち公的機関に準じた団体が主催するもので、国、都道府県段階の公的機関の後援するもの。ただし、全道大会については、全道一円もしくは、2分割までのものとする。
- (3) 全日本・北海道段階の各種協会及び連盟などのうち公的機関に準じた団体が主催するもので、市町村または、市町村教育委員会の後援するもの。ただし、全道大会については、全道一円もしくは、2分割までのものとする。
- (4) この要項による助成を受けて出場した全道大会で優秀な成績を収め、各種協会及び連盟の推薦を受けて参加資格を得た全国大会。ただし、全国大会については全国一円もしくは、2分割までのものとする。
- (5) 町外在住者については、学校長が認める引率者及び外部指導者とする。

## ◎社会教育分野

- 次のいずれかに該当し、別表（2）に定める種目であること。
- (1) 国、都道府県（教育委員会を含む）の主催するもの。ただし、全道大会については、全道一円もしくは、2分割までのものとする。
- (2) 全日本・北海道段階の各種協会及び連盟などのうち公的機関に準じた団体が主催するもので、国、都道府県段階の公的機関の後援するもの。ただし、全道大会については、全道一円もしくは、2分割までのものとする。
- (3) 全日本・北海道段階の各種協会及び連盟などのうち公的機関に準じた団体が主催するもので、市町村または、市町村教育委員会の後援するもの。ただし、全道大会については、全道一円もしくは、2分割までのものとする。
- (4) この要項による助成を受けて出場した全道大会で優秀な成績を収め、各種協会及び連盟の推薦を受けて参加資格を得た全国大会。ただし、全国大会は全国一円もしくは、2分割までのものとする。
- (5) 各種国際大会
- (6) 町内で活動する団体に所属する町外在住者は、引率者として認める。

## ◎学校教育分野、社会教育分野共通事項

別表（1）（2）以外の種目において、全国、全道大会の出場資格を得たもので助成願いがあり教育長が特に必要と認めたもの。

### 4 助成対象経費

交通費及び宿泊料の実費を対象とする。

ただし、主催者並びに関係団体などから参加経費の助成がある場合はその額を引いた額を対象とする。

### 5 助成割合等

- (1) 学校教育分野の（1）（2）（3）（4）の小中学生については100%の助成とする。
- (2) 学校教育分野の（1）（2）（3）（4）の全国大会に参加、出場する高校生については1人につき15,000円以内の助成とする。  
ただし、全国大会が道内で開催された場合は助成対象外とする。
- (3) 社会教育分野の（1）（2）（3）（4）の小中学生については交通費及び宿泊費の実費の助成とする。
- (4) 社会教育分野の（5）の小中学生については、集合・結団式の場所までの往復に要する経費の実費を助成とする。ただし、大会の態様（主催者側の経費負担の有無等）を考慮し、教育長が必要と認めた額とする。
- (5) 社会教育分野の（1）（2）（4）の全国大会に参加、出場する高校生については1人につき15,000円以内の助成とする。  
ただし、全国大会が道内で開催された場合は助成対象外とする。
- (6) 社会教育分野の（5）の高校生については別表（3）の助成とする。
- (7) 社会教育分野の（1）（2）（3）（4）（5）の小中高生以外については別表（3）の助成とする。
- (8) 別表（2）社会教育分野の体育関係に係る同一人に対する助成回数は、全国大会及び全道大会それぞれ2回までとする。

### 6 結果報告

助成金の交付を受けた個人または団体は、大会終了後すみやかに收支決算書を添えて結果報告書を提出しなければならない。

別 表 (1)

学校教育分野助成対象種目等

体育関係	空手、柔道、剣道、卓球、水泳、陸上、野球、バレー、バスケット、バドミントン、アーチェリー、サッカー、ソフトボール、ソフトテニス、スキー、スピードスケート、アイスホッケー他
文化関係	吹奏楽大会、合唱コンクール、中学校英語暗唱大会他

別 表 (2)

社会教育分野助成対象種目等

体育関係	空手、柔道、剣道、卓球、水泳、陸上、野球、バレー、バスケット、バドミントン、アーチェリー、サッカー、ソフトボール、テニス、ソフトテニス、スキー、スピードスケート、アイスホッケー、ゲートボール、パークゴルフ、ミニバレー、ミニバスケット、バトントワリング、登山、綱引き他
文化関係	吹奏楽大会、合唱コンクール、民謡、舞踊他

別 表 (3)

区分	内 容 及 び 助 成 金 額
国際大会	①1人につきオリンピック100千円以内、世界選手権80千円以内、国際大会70千円以内、アジア大会50千円以内とする。 ②国内で開催される場合は、それぞれの1/2とする。 ③道内で開催される場合は、助成しない。